

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針
の改定について

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針を
次のように改定する。

平成26年 6 月 20 日

大阪府教育委員会

<参 考>

〔根拠規定〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針

1 基本的考え方

大阪府教育委員会は、大阪府学校教育審議会より、「高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ方策について」答申を受けた（平成17年8月12日）。この答申を踏まえ、今後、府立高等学校において、知的障がいのある生徒が社会的自立を図れるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行い、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境を整備していく。

整備にあたっては、これまで実施してきた「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）と、その趣旨を活かした方式（共生推進校）で行うものとする。

2 実施方式

（1）自立支援推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」を継承する方式

- ① 高等学校が設置している学科にあわせて同学科「知的障がい生徒自立支援コース」を設置する。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。

（2）共生推進校

「知的障がいのある生徒の高等学校受入れに係る調査研究」の趣旨を活かした方式

- ① 高等学校と支援学校が協力し、支援学校の生徒が日々、高等学校に通い、高等学校の教育を受ける研究を行う。
- ② 生徒の教育的ニーズを把握し、必要な支援を行いながら、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ③ 高等学校と支援学校の教職員が協働して生徒の教育にあたる。

3 実施校

自立支援推進校、共生推進校の実施校は、別紙のとおりとする。

4 入学者選抜方針

自立支援推進校の入学者選抜方針及び共生推進校に係る支援学校の入学者選抜方針は別に定める。

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針 に基づく実施対象校について

大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の教育環境整備方針に基づき整備する「知的障がいのある生徒の高等学校受入に係る調査研究」を継承する方式（自立支援推進校）、並びにその趣旨を活かした方式（共生推進校）の実施校について、以下に定める。

（１）自立支援推進校

校 名	学 科	所 在 地
府立西成高等学校	総合学科（エンパワメントスクール）	大阪市西成区
府立阿武野高等学校	普通科	高槻市
府立枚方なぎさ高等学校	普通科総合選択制	枚方市
府立八尾翠翔高等学校	普通科総合選択制	八尾市
府立園芸高等学校	農業に関する学科	池田市
府立柴島高等学校	総合学科	大阪市東淀川区
府立松原高等学校	総合学科	松原市
府立堺東高等学校	総合学科	堺市
府立貝塚高等学校	総合学科	貝塚市

* 自立支援推進校の通学区域については、府内全域とする。（大阪府高等学校通学区域に関する規則 第2条）

（２）共生推進校

（大阪府立たまたがわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立金剛高等学校	普通科総合選択制	富田林市
府立久米田高等学校（3年生）	普通科	岸和田市
府立芦間高等学校（2・3年生）	総合学科	守口市
府立枚岡樟風高等学校	総合学科	東大阪市

（大阪府立とりかい高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立北摂つばさ高等学校	普通科総合選択制	茨木市
府立千里青雲高等学校	総合学科	豊中市

（大阪府立すながわ高等支援学校共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立信太高等学校	普通科	和泉市
府立久米田高等学校（1・2年生）	普通科	岸和田市

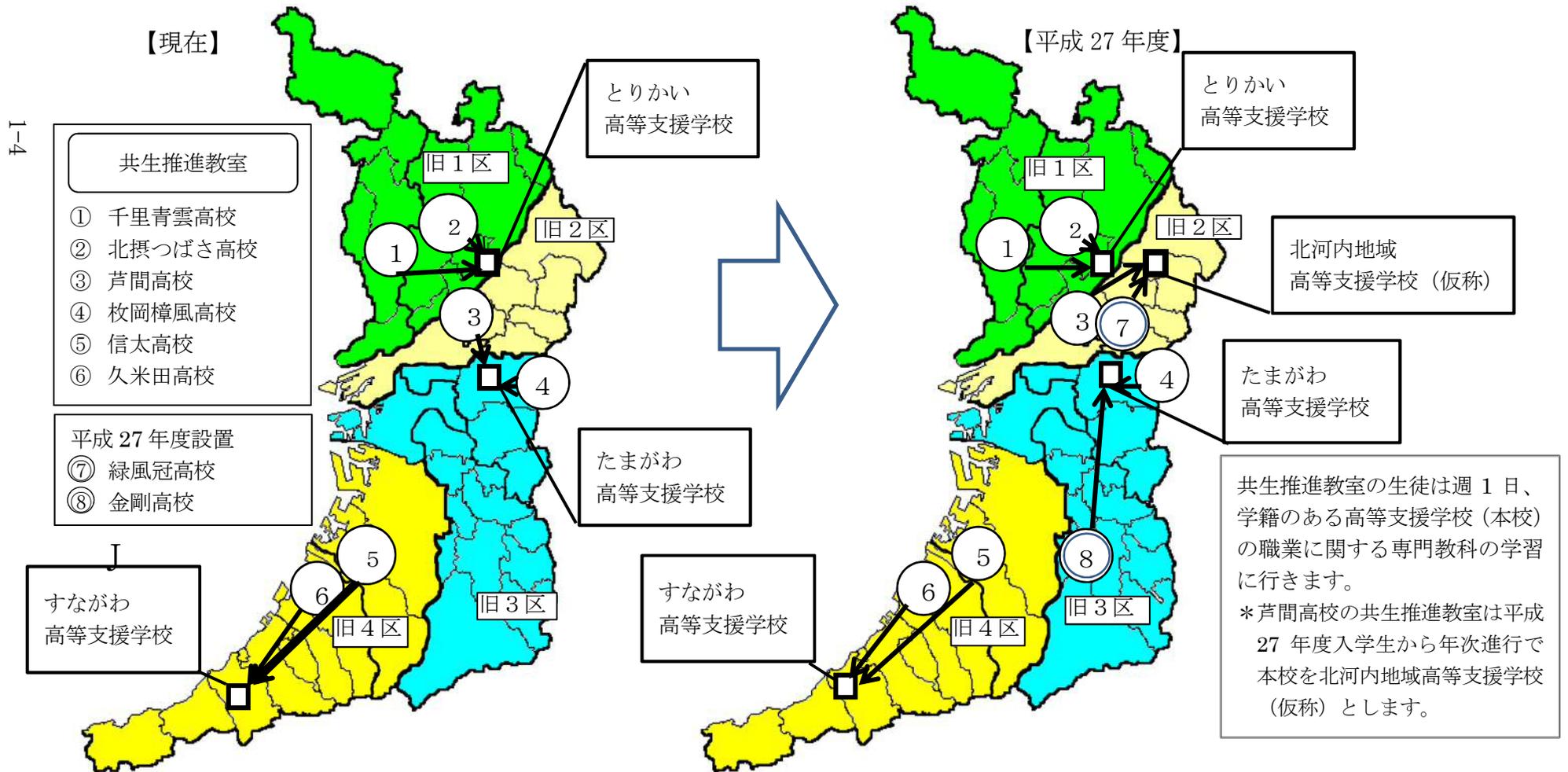
（大阪府立北河内地域高等支援学校（仮称）共生推進教室の設置校）

校 名	学 科	所 在 地
府立緑風冠高等学校	普通科総合選択制	大東市
府立芦間高等学校（1年生）	総合学科	守口市

- * 共生推進教室の通学区域については、府内全域とする。（大阪府の高等学校通学区域に準ずる）
- * 府立芦間高等学校に設置されている共生推進教室については、平成27年度入学生から年次進行で府立北河内地域高等支援学校（仮称）の共生推進教室とする。
- * 府立久米田高等学校に設置されている共生推進教室については、平成26年度入学生から年次進行で府立すながわ高等支援学校の共生推進教室とする。

新たな共生推進教室の設置

- ・共生推進校 : 学籍が支援学校となる。(国の分教室制度を活用)
 知的障がいのある生徒が、府立高校で高校の生徒とともに学ぶ。
 週に1日、本校である高等支援学校の職業に関する専門教科を学ぶ。
 現在、6校の共生推進校がある。
 …職業学科を設置する知的障がい高等支援学校(たまがわ高等支援学校及びとりかい高等支援学校)の学籍
- ・自立支援推進校: 学籍が高校となる。
 知的障がいのある生徒が、障がいのない生徒ともに高校のカリキュラムで学ぶ。
 現在、府内11校(大阪市立高校2校を含む)に同コースが設置されている。

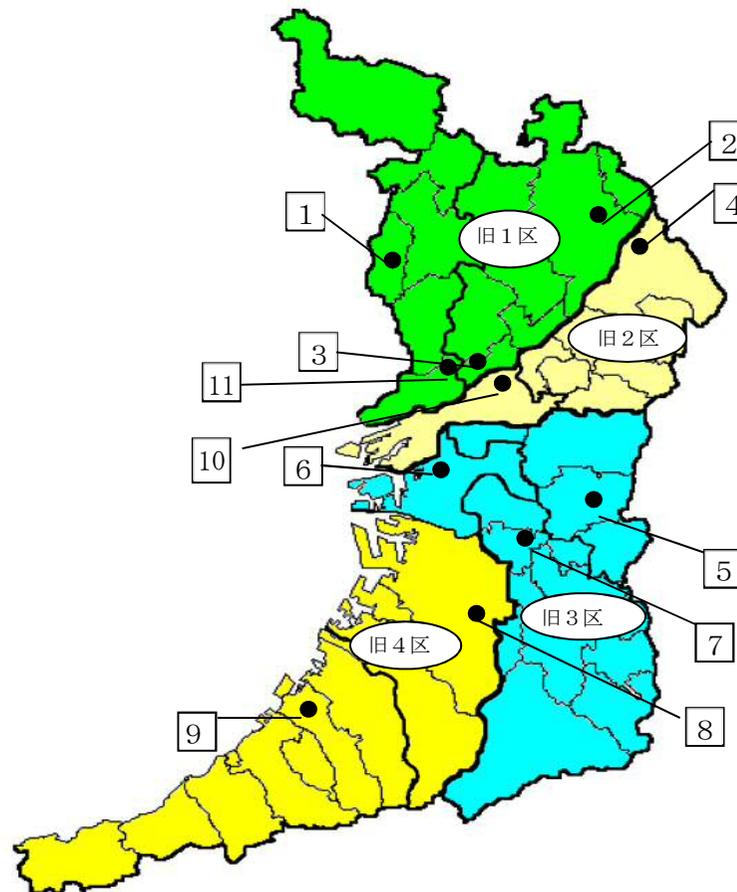


【参考】 自立支援推進校

自立支援推進校
(知的障がい生徒自立支援コース設置校)

- 1 大阪府立園芸高等学校
- 2 大阪府立阿武野高等学校
- 3 大阪府立柴島高等学校
- 4 大阪府立枚方なぎさ高等学校
- 5 大阪府立八尾翠翔高等学校
- 6 大阪府立西成高等学校
- 7 大阪府立松原高等学校
- 8 大阪府立堺東高等学校
- 9 大阪府立貝塚高等学校
- 10 大阪市立桜宮高等学校
- 11 大阪市立東淀工業高等学校

1-5



*自立支援推進校（11校）所在地は番号で示しております。
上表をご参照ください